

入 札 説 明 書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）東京支社の「産業廃棄物及び機密書類処理の単価契約」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係規程等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和3年4月1日

2 契約担当役 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
東京支社長 蓼沼 慶正

3 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 産業廃棄物及び機密書類処理の単価契約（電子入札対象案件）
- (2) 品名及び数量 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履 行 期 限 令和3年5月24日から令和4年3月31日
- (4) 履 行 場 所 東京支社（東京都港区芝公園二丁目4番1号）
新木場倉庫（東京都江東区新木場一丁目1番3号）

(5) 本案件は、資料等の提出及び入札を電子入札システムにより実施する対象案件である。ただし、以下の点に留意すること。

ア 当初より、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。この申請の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

(ア) 受付窓口 〒105-0011 東京都港区芝公園二丁目4番1号(芝パークビルB館5階)当機構東京支社総務部契約課

電話 03-5403-8732 F A X 03-5403-8770

メールアドレス keiyaku.tkybuppin@jr-tt.go.jp

(イ) 受付時間 本公告の日から令和3年4月21日（水）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日。以下同じ。）を除く毎日、10時00分から16時00分（12時10分から13時00分の間を除く。）までの間。

イ 電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札への途中変更は認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと契約担当役が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

ウ 以下、本説明書において、紙入札による場合の記述部分は、全て上記の契約担当役の承諾を前提として行われるものである。

(6) 入札方法

入札金額は、産業廃棄物及び機密書類の年間処理予定数量に基づく総価を記載し、入札内訳書を添付すること。入札内訳書に記載する単価は正数とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、落札決定後は、入札内訳書に記載された単価を契約単価とする。

4 競争参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第4条又は第5条の規定に該当しない者であること。

(2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）における平成31・32・33年度物品購入等競争参加資格において「4 役務提供等⑫その他」の資格を有すると認定された者。

なお、平成31・32・33年度（令和01・02・03年度）の全省庁統一資格において「役務の提供等」（等級及び地域は問わない。）の資格を有する者は、上記の資格の認定を受けているものとみなす。

ただし、全省庁統一資格により入札参加申込をする者については、事前に電子入札登録申請書を提出し、入札参加申込書の提出期限までに業者番号の通知を受けている者に限る。電子入札登録申請等については、当機構ホームページで公開している。

(3) 入札参加申込書の提出期限の日から開札の時までの期間において、当機構又は国の各機関から指名停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得（以下「契約申込心得」という。）第2条の2に掲げる基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、契約申込心得第8条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

(6) 本件に必要な産業廃棄物収集運搬許可及び産業廃棄物処分業許可を得た者であること。

5 入札手続等

(1) 担当部署

3 (5) ア(ア)に同じ。

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間 本公告の日から令和3年5月12日（水）まで

イ 交付方法 当機構ホームページからダウンロードすること。

アドレス <https://www.jrtt.go.jp/>

なお、別冊資料をダウンロードするためにはパスワードが必要であり、パスワードは電子入札システムにおける本案件の調達案件概要欄に掲載する。ただし、やむを得ない事情により上記交付方法により難しい者は、(1)に連絡し、別途交付方法について指示を受けること。

(3) 入札参加申込書の提出期限

ア 提出期限 令和3年4月22日（木）16時00分まで。

イ 提出場所 上記3(5)ア(ア)に同じ。

ウ 提出方法 入札参加申込書及び添付書類は電子入札システムにより提出すること。
ただし、紙入札による場合は、提出場所に持参又は郵送（郵便書留等の配達記録が残るものに限る。）により行うこと。

エ 添付書類 ①産業廃棄物収集運搬許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写し
②資格審査結果通知書の写し（全省庁統一資格により入札参加申込書を提出する場合に限る。）

オ 使用アプリケーションソフト及び保存するファイルの形式について

参加申込書の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式については、次のいずれかによるものとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないこと。

番号	使用アプリケーションソフト	保存するファイルの形式
1	Microsoft Word	Word 2010 形式以上での保存
2	Microsoft Excel	Excel2010 形式以上での保存
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル（Acrobat9.0 形式以上で作成したもの） 上記に加え特別に認めたファイル形式

カ ファイル圧縮方法について

ファイルを圧縮する場合は、LZH 形式又は ZIP 形式とし、自己解凍方式は使用しないものとする。

(4) 証明書等審査結果通知書

令和3年4月27日（火）までに、電子入札システムにより証明書等審査結果通知書を発行する。ただし、紙入札による場合は、書面により通知する。

(5) 入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法

ア 入札書の提出期限 令和3年5月12日(水)16時00分まで。

イ 開札の日時及び場所 平成3年5月13日(木)11時30分

当機構東京支社総務部契約課

ウ 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、3(5)アにより契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者は、3(5)ア(ア)へ持参又は郵送(郵便書留等の配達記録が残るものに限る。)すること。

(6) 内訳書の提出等

ア 入札に際しては、入札書に記載される金額に対応した内訳書の提出を求める。電子入札システムによる入札の場合は、入札書に内訳書のファイルを「添付資料追加」機能により添付し同時送付すること。ただし、入札価格内訳書ファイルの容量が2MBを超える場合は、別途、郵送または持参すること。なお、契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した場合は、内訳書を入札書に同封のうえ封緘して、郵送又は持参すること。

イ 内訳書の保存形式は次のいずれかによるものとする。

番号	使用アプリケーションソフト	保存するファイルの形式
1	Microsoft Word	Word 2010 形式以上での保存
2	Microsoft Excel	Excel2010 形式以上での保存
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル (Acrobat9.0 形式以上で作成したもの) 上記に加え特別に認めたファイル形式

ウ 入札価格内訳書の提出に関し、次のいずれかに該当する場合には、当該入札参加者が行った入札は無効とする。

(ア) 入札価格内訳書を提出しない場合

(イ) 入札価格内訳書が白紙である場合

(ウ) 入札価格内訳書とは無関係な書類である場合

(エ) 内訳の記載がない場合

(オ) 他の入札に係る入札価格内訳書である場合

(7) 入札執行回数

入札執行回数は原則として2回を限度とする。

(8) 開札

電子入札システムにより入札する場合は、開札時の立会いは不要。紙入札の場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこととする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係ない職員を立ち会わせて開札を行う。

6 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は以下により提出すること。

ア 提出期間 公告の日から令和3年4月22日(木)までの休日を除く毎日、10時00分から16時00分(12時10分から13時00分の間を除く。)まで。

イ 提出場所 3(5)ア(ア)に同じ

ウ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。(提出した旨を3(5)ア(ア)に電話連絡すること。)質問書の提出にあたっては、質問事項入力欄に業者名(過去に受注した具体的な業者名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。)や担当者の連絡先等は一切記載しないこと。このような質問があった場合には、公正な入札の確保ができないため、その者の行った入札を原則として無効とする。

また、質問内容を記載した書面(表紙に会社名、代表者印、担当者名及び連絡先を記載し、別紙に質問内容を記載すること。様式は自由。)を持参、郵送、FAX又はメールにて提出することもできる。

(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり回答するとともに、全ての質問に対する回答書を閲覧に供する。

ア 回答方法 電子入札システムにより提出された質問については、電子入札システムにより回答する。電子入札システム以外で提出された質問については、仕様書を受け取った全ての者に対して、令和3年4月27日(火)までにメールにて回答する。紙入札による場合は、全ての質問をメールにて回答する。

イ 閲覧期間等 令和3年4月28日(水)から5月12日(水)までの休日を除く毎日、10時00分から16時00分(12時10分から13時00分の間を除く)の期間、3(5)ア(ア)の場所で閲覧に供する。

7 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(5)ア(ア)に同じ。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札、提出書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 入札の辞退

入札書を提出するまではいつでも入札を辞退することができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も同様とする。また、入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等において不利益

を受けることはない。

- (7) 本件入札に参加を希望する者は、契約申込心得及び仕様書等を熟読しておくこと。
契約申込心得は当機構ホームページに掲載している。また、3 (5) ア (ア) の箇所でも閲覧可能。
- (8) 仕様内容に関する問い合わせ先
上記3 (5) ア (ア) に同じ。
- (9) 手続における交渉の有無 無
- (10) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (11) 契約の成立は、落札者が契約書を当機構に提出し、当機構がこれを審査確認のうえ記名押印したときとする。
- (12) 資格審査及び技術提案等の評価にあたって、当機構の退職者がいる企業に対する配慮及び優遇は一切行わない。
- (13) 電子入札システムは、休日を除く毎日、8時30分から20時まで稼動している。
また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、当機構ホームページで公開する。
当機構ホームページアドレス <https://www.jrtt.go.jp/>
- (14) 電子入札システム操作上の手引書は、当機構ホームページで公開している。
- (15) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先
ア 電子入札システム操作・接続確認等の問合せ先
電子入札総合ヘルプデスク
TEL 0570-007-522 (ナビダイヤル)
※お問合せの際は、以下の情報を必ずお知らせください。
・お問合せされた方のお名前
・会社名/所属名
・連絡先の電話番号
イ ICカードの不具合発生時の問合せ先
取得しているICカードの認証機関。
ただし、申請書類などの提出期限又は入札の締切期限が切迫しているなど緊急を要する場合は、当機構東京支社総務部契約課へ連絡すること。
TEL: 03-5403-8732
- (16) 参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、送信内容を必ず印刷することとし、下記に示す通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な扱いを受ける場合がある。

- ア 証明書等受付通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- イ 証明書等審査結果通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ウ 入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- エ 辞退届受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- オ 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- カ 再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- キ 落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ク 取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ケ 不調通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- コ 保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- サ 日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

- (17) 1 回目の入札が不調となった場合、再入札に移行する。再入札の日時については、電子入札、紙による持参、郵送が混在する場合があるため、契約担当役から指示する。開札時間から 30 分後には契約担当役から再入札通知書を送信する予定であるが、開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、契約担当役から連絡する。
- (18) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上ある場合は、くじへ移行する。

8 契約に係る情報提供の協力依頼

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 2 年 1 2 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ア 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量（工事（設計等の役務を含む。）の名称、場所、期間及び種別）、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

イ 当機構との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（各年度の4月に締結した契約については原則として93日以内）